

## 議案第 4 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは」「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、」に、「精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表の 7 の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、

同表の 1 2 の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の 1 8 の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の 1 9 の項中「児童福祉法」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、同法」に改め、同表の 2 7 の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の 3 1 の項中「児童福祉給付関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、児童福祉給付関係情報」に改め、同表の 3 3 の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の 3 6 の項中「児童福祉給付関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、児童福祉給付関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加するため、この条例を制定するものである。